

第22回自衛隊員倫理審査会議事録

1 日 時

平成17年6月10日（金） 10時40分～12時00分

2 場 所

防衛庁A棟13階第2庁議室

3 出席者

（委員）栗林会長、桐村委員、田辺委員、川戸委員

（防衛庁）松本人事第一課長（幹事）、廣田防衛施設庁総務部人事課長 等

4 議 事

(1) 開会の辞

- 会 長 只今より「第22回自衛隊員倫理審査会」を開催します。本日は、ご多忙中のところ、各委員におかれましてはご参集頂き、誠にありがとうございます。

(2) 第21回自衛隊員倫理審査会議事録について

- 会 長 それでは本日の議事に入りたいと思います。1番目は「第21回自衛隊員倫理審査会議事録」について説明頂きまして、決裁を頂く件であります。それでは、人事第1課から説明をお願いします。
- 服務企画室長 御紹介の第21回自衛隊員倫理審査会の議事内容でございますが、「第20回自衛隊員倫理審査会議事録の審査」、「平成16年度第3四半期の贈与等報告書の審査」、「自衛隊員倫理規程の一部改正」、最後に「議題等の議決」でございます。
- 会 長 それでは「第21回自衛隊員倫理審査会議事録」について審議します。ご質問あるいはご意見がありましたらお願いします。
- 会 長 特段ご意見がないようですので、この議題はご承認いただいたとして、決裁につきましては、他の議題についての議論を終えた後で行いたいと思います。

(3) 自衛隊員倫理規程第3条第1項第9号について

- 会 長 2番目は、「自衛隊員倫理規程第3条第1項9号について」でございます。前回の倫理審査会での自衛隊員倫理規程の一部改正に関する審議において「利害関係者に要求して第三者に利益を受けさせる行為の禁止」に関する国家公務員倫理審査会事務局の解釈について議論となりました。結論としては、自衛隊員倫理審査会事務局が国家公務員倫理審査会事務局に申し入れすることになりました。その結果について人事1課から説明をお願いします。
- 人事第1課長 前回の審査会の議論を踏まえまして、国家公務員倫理審査会事務局に、3月25日付で意見書を提出致しました。

内容につきましては、利害関係者に要求して第三者に利益を受けさせる行為の禁止について、国家

公務員倫理審査会事務局の解釈によれば、「利害関係者である建設会社に対して、自分の親族が経営する会社の下請けを出すよう要求するような行為」は、国家公務員倫理規程第3条第4号に規定される「利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること」に該当するとされるが、かかる解釈ができるのか疑問がある。また、利害関係者に要求して第三者に利益を受けさせる行為として、例えば、利害関係者である会社に要求して自分の親族を雇い入れさせることも考えられるが、同条第1号から第8号までの何れかに該当すると解釈できるのか疑問がある。

上記について、国家公務員倫理審査会事務局において解釈を明確にし、全省庁の共通理解として周知する必要があると考える。

以上について、自衛隊員倫理審査会の意見として、国家公務員倫理審査会事務局に対し、申し入れいたしました。

この申し入れに対する回答を国家公務員倫理審査会事務局から5月31日に受領しましたのでご説明いたします。

「役務」とは、英語のserviceに当たる語で、他人のために行う種々の労務又は便益の提供をいう。ご指摘の「利害関係者である建設会社に対して、自分の親族が経営する会社の下請けを出すよう要求するような行為」については、第三者である職員の親族が経営する会社は、職員の口利きにより労せずして下請け作業を受注するという便益を受けており、当該下請けに出す行為は「役務」に当たる。

「利害関係者である会社に要求して職員の親族を雇い入れさせること」については、第三者である職員の親族は、労せずして当該会社で働く地位を得るという便益を受けており、当該雇い入れる行為は同じく「役務」に当たるという内容であり、役務を幅広く解釈しているということでありました。

また、全省庁の共通の理解として周知することにつきましては、国家公務員倫理教本の7頁に「利害関係者に要求して、第三者に対して(5, 6頁)国家公務員倫理規程の第3条第1項第1号から第8号までの禁止行為をさせてはならない」と記載されているほか、例として「自分の親族が経営する会社の下請けで使わせたりすることは、禁止行為に当たる。」と記載されています。

参考として、倫理に関する啓蒙パンフレットである「国家公務員の倫理保持のためのルール」にも、同様の内容で全省庁に周知徹底しているということでありました。

以上で説明を終わります。

- 会長 ありがとうございます。ご質問等ありましたらお願い致します。
- 会長 特段ご意見がないようですので、次の議題に移りたいと思います。

(4) 贈与等報告書の審査について

- 会長 3番目は「平成16年度第4四半期の贈与等報告書」、「平成16年株取引等報告書」、「平成16年所得等報告書」の審査を行います。

最初に、「平成16年度第4四半期の贈与等報告書」の審査を行いたいと思います。この審査は、倫理法第6条の規定に基づいて、5千円を超える贈与等を受けた部員級以上の自衛隊員が提出をした「平成16年度第4四半期の贈与等報告書」について、当審査会が審査を行うこととなります。

それでは、説明をお願いします。

- 服務企画室長 お手元にございますダイジェスト版の資料をご覧いただきたいと思います。これに従いまして全体の状況をご説明させていただきます。

前年度同期平成15年度4四半期と比較しますと、前年度が187件、今年度が210件で23件約13%増加しています。個別に見てみますと、「著述に対する謝礼」が140件で、前年度同期の

117件から23件、「著述による印税」が4件で、前年同期の3件から1件、「テレビ出演等に対する謝礼」が6件で、前年度同期の3件から3件、「新聞等へのコメントに対する謝礼」が2件で、前年度同期の1件とそれぞれ増加しています。逆に「講演に対する謝礼」は58件で、前年度同期の62件から4件減少しています。

組織別の傾向としましては、陸上自衛隊が昨年同期と比較しまして、23件増加しています。組織として多いところは、陸上自衛隊の146件、防衛研究所の15件となっており、倫理法施行以降、傾向は同じでございます。

それでは、平成16年度4四半期贈与等報告書についてご説明させていただきます。

最初に、著述に対する謝礼について、ご説明いたします。

- 1番から89番は、部内の私的サークルが発行する機関誌への原稿執筆
- 90番から97番は、防衛庁が所管する法人が発行する機関誌等への原稿執筆
- 98番から101番は、各省庁が所管する法人が発行する機関誌等への原稿執筆
- 102番から116番は、新聞社、通信社の新聞等への原稿執筆
- 117番から127番は、出版社の機関誌等への原稿執筆
- 128番から129番は、学会の機関誌等への原稿執筆です。

著述への校正等に対する謝礼について、ご説明いたします。

- 130番から140番は、出版社等の発行する問題集への校正等です。

著述による印税について、ご説明いたします。

- 141番から144番は、それぞれ出版された書籍の印税です。

講演に対する謝礼及び飲食物の提供について、ご説明いたします。

- 145番、146番は、自衛隊を支援する団体等からの依頼による講演に対する謝礼及び飲食物の提供です。

講演等に対する謝礼について、ご説明いたします。

- 147番から159番は、公的機関及び各種法人等からの依頼による講演
- 160番、161番は、新聞社及び出版社からの依頼による講演
- 162番から165番は、大学からの依頼による講演
- 166番、167番は、学会からの依頼による講演
- 168番から173番は、医学会、医師会、医療関係研究機関、製薬会社等からの依頼による講演
- 174番から176番は、奉仕団体、いわゆるボランティア団体からの依頼による講演
- 177番から182番は、自衛隊に対して激励支援等を行っている団体からの依頼による講演
- 183番から196番は、企業、その他団体等からの依頼による講演です。

会合等への出席に対する謝礼等について、ご説明いたします。

- 197番から202番は、公的機関及び各種法人等からの依頼による会合等への出席です。

テレビ出演等に対する謝礼について、ご説明いたします。

203番から208番は、テレビ出演に対する謝礼です。

新聞等へのコメントに対する謝礼について、ご説明いたします。

209番、210番は、新聞社からの依頼による書籍に対する書評です。

最後に、参考として、自衛隊の医官による手術の支援について、ご説明致します。

この件は、町立病院から緊急の手術支援の依頼がございまして、医官が休暇を取って、依頼のあった病院において大腸ガンの手術を行い、それに伴う報酬を受領したものです。

手術支援は、今回初めて報告されたものですが、そもそも、贈与等報告の対象になるのかという点につきまして、まず、倫理法上の贈与等報告の対象として倫理法第6条に「事業者等と自衛隊との職務に基づいて行う人的役務に対する報酬として自衛隊員倫理規程で定める報酬の支払を受けたとき」と規定されております。この自衛隊倫理規程で定める報酬が何かと申しますと、倫理規程第11条で「利害関係者に該当しない事業者等から支払いを受けた講演等の報酬」となっており、更に「講演等」の定義は、倫理規程第9条により、「講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演」と規定されていることから、手術の支援は、このどれにも解釈ができないということで、贈与等報告の対象には該当しないと考えております。しかしながら、透明性を高めるという観点から、審査会には参考として、報告させていただくことにいたしました。

平成16年度第4四半期の贈与等報告は以上でございます。

- 栗林会長 ありがとうございます。それでは、ここで贈与等報告書の審査に入らせていただきます。贈与等報告書に対するご質問、自由なご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。
- 委員 最後の手術支援に関してですが、国立病院の医者等は、部外病院の手術支援を実際に実施したことはないのですか。
- 服務企画室長 他の国立病院の手術支援の状況ですが、国立病院機構に問い合わせたところ、平成16年4月に独立行政法人化した後は、兼業・兼職の範囲を拡大しており、今回の様な手術支援は兼業等として行っているため、国家公務員倫理法第6条の贈与等報告の対象にはならないということでした。
- 委員 警察病院は、どのような状況なのですか。
- 服務企画室長 警察病院の医者は嘱託だったと思いますが、公務員ではなければ、贈与等の報告の義務はありません。
- 委員 今回の手術支援の場合は、兼業・兼職の届出等は提出されているのでしょうか。
- 服務企画室長 この手術支援に関しましては、定期的又は継続的に実施しておらず、今回限りですので、兼業等の対象にはならないため、届出等は提出されておられません。
- 委員 国立病院の場合は、1回限りであっても兼業等で処理しているのですか。
- 服務企画室長 そのように伺いました。
- 人事第1課長 兼業等について補足させていただきますが、防衛庁の兼業等の規則によりますと、事前に職務の遂行に支障がないかどうか等について審査し、長官等による許可が下りてから兼業等を実施しております。
- 委員 公務員の高度な技術を兼業等で活用することは、良いことだと思います。企業の場合は、競業しないとか、また、就業規則にそって届け出た場合には基本的に兼業は認められており、緊急の

場合が多いと思います。

- 服務企画室長 この場合も、依頼が来て4日後に手術を実施しております。
- 委員 このような緊急の場合は、どのような手続を取るのですか。
- 人事第1課長 本件の場合、休暇の手続をとり、手術支援を実施しています。
- 委員 休暇で処理するのと、兼業で処理する方では、どちらが良いのでしょうか。
- 人事第1課長 防衛庁の兼業等については、勤務時間以外に定期的又は継続的に行う場合であり、例えば、町立病院に毎週土曜日の午後来てもらいたいという場合です。
- 委員 そのような例はよく理解できますが、今回の様な、緊急の場合の兼業の手続は、どのようなになっているのでしょうか。
- 人事第1課長 兼業等については、過去に例がありません。
- 委員 今後、医者の数が現地によっては足りなくなり、部外から自衛隊に対し「急遽、手術支援に来てください。」と依頼があった場合、今までは、頼んではいけないと思っていたのが、頼めるといことが徐々に広がっていくことによって、依頼が増加するのではないのでしょうか。そのあたりをどのようにするかは、今後、整理された方が良くと思います。
- 人事第1課長 緊急で定期的又は継続的でない場合は、休暇で処理できると思います。緊急でなおかつ休暇を取得せずに医療支援等を実施しなければならない場合が発生したら、新たな枠組みが必要になってくるかもしれません。
- 委員 今後もありえると思います。
- 委員 ところで、新規採用者の休暇は何日間かあるのですか。
- 人事第1課長 新規採用者については、通常事務官は年間20日、自衛官は年間30日だったと理解しております。
- 委員 民間の場合は、初年度は7～8日と短いのですが、徐々に増えて、最終的には25日まで増えていくことが多いです。初年度等の休暇の残日数が少ないときに、休暇を取得し過ぎてしまうと、そのうち欠勤扱いになります。防衛庁の場合は、どのような仕組みになっているのでしょうか。
- 人事第1課長 調べてご返答致します。
- 委員 休暇の件は調べていただいて、休暇をとらなくても、手術支援等が行えるような方法を検討していただきたい。
- 会長 今回の手術支援は、利害関係者からの依頼でもありませんし、そもそも、参考として報告しなければならないのですか。
- 服務企画室長 過去に他省庁では手術支援を実施し、贈与等報告書が提出された例がありました。また、国家公務員倫理審査会に問い合わせた結果、贈与等報告書を提出させるかについては、防衛庁の方でご判断下さいとのことでしたので、今回参考という形でご報告させていただきました。
- 人事第1課長 事例としては、緊急の手術支援はかなり少ないということです。
- 委員 逆にもっと多いと思っていました。
- 人事第1課長 一般職の方も少ないですね。
- 服務企画室長 ご参考までに、防衛庁で依頼を受けて医療支援を無報酬で実施したというケースはあったと聞いております。もちろん、報酬はございませんので、贈与等の報告の対象にはなりません。
- 会長 この件については、贈与等の報告の対象とはならないけれども、透明性の確保の観点から、参考ということで報告されたということによろしいでしょうか。
- 委員 よろしいと思います。
- 会長 それでは、贈与等報告書の審査は以上とします。

(5) 平成16年所得等報告書の審査について

- 会長 引き続きまして、「平成16年所得等報告書」「平成16年株取引等報告書」の審査を行います。これは、倫理法第7条及び第8条の規定に基づいて、本庁審議官級以上の隊員から提出された報告書について、当審査会が審査を行うものであります。

それでは、人事第一課から説明をお願いします。

- 服務企画室長 まず所得等報告書からご説明させていただきます。本報告書は、前年1年間を通じて本庁審議官級以上の自衛隊員であったものが報告書を提出することになっており、平成16年分は98名が対象となっています。

所得の分類につきましては、改正前の自衛隊員倫理規程の別記様式第三の所得等報告書に従って整理したものであります。

雑所得には、主として著述、講演に対する報酬や、防衛医科大学校の教官については、定年が65歳ということで、年金が含まれているものがあります。

- 会長 ありがとうございます。それでは、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。
- 会長 特段ご意見がないようですので、次に移りたいと思います。

(6) 平成16年株取引等報告書の審査について

- 会長 続きまして、株取引等報告書について説明をお願いします。

- 服務企画室長 それでは株取引等報告書について説明させていただきます。本報告書は、本庁審議官級以上の自衛隊員が、前年において行った株券等の取得又は譲渡について報告書が提出されたものですが、平成16年分は5件でございました。その中で連番の2番であります。かなりの取得をされております。いつ取引を実施しているかという点について確認しましたところ、勤務時間中に取引を実施しているものではないということでした。いずれにしても、未公開株式の取引はなく、倫理法上特に問題はないと考えております。以上でございます。

- 会長 ありがとうございます。それでは、株取引等報告書について、ご質問、ご意見等を頂きたいと思います。

- 会長 連番2番のケースは、最近になく多い株取引の状況ですね。

- 服務企画室長 この方は昨年4月に現在のポストに着任され、昇任し審議官等以上になり、株取引等の報告の対象者となりました。

- 人事第1課長 倫理規程上は未公開株の取引は禁止されていますが、通常の株の取引は禁止されている訳ではありません。当然のことながら勤務時間中に、役所のパソコンを使用して取引を行っていた場合は問題があるのですが、事実関係を調べたところ問題はないと考えております。

- 委員 インサイダー取引の観点から、この方と企業との利害関係はどのようになっているのですか。

- 人事第1課長 この方の職務は、教官でありますから、契約業務等を実施している者には該当せず、企業との関係はございません。過去も防衛産業との契約関係等の職務に就いたことはなく、純粋に興味等の観点から株取引を実施していると思われるため、特に問題はないと考えております。

- 委員 5番の方は、株取引の企業と何か関係があるのでしょうか。

- 服務企画室長 この方の所属する機関は、この株取引の企業と契約等の関係はございません。

- 会長 他にご意見、ご質問等がありませんでしたら、これで終了いたします。

(7) 議題の議決等について

- 会 長 それでは、本日審議されました「第21回自衛隊員倫理審査会議事録」、「各種報告書」につきまして、各委員にご決裁頂きます。
- 会 長 次回のスケジュールについては、委員の皆様のご都合を承りつつ、事務局より個別に連絡させて頂きたいと思えます。

以上で、本日予定しておりました議題につきましては全て審議が終了いたしました。本日は、ご熱心にご審議頂き、誠にありがとうございました。